

FATF 声明
2010 年 2 月 18 日

(仮訳)

金融活動作業部会(FATF)は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与(ML/TF)リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を懇意にするため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。また、FATF 型地域体(FSRB)と共に、これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。FATF 及び FSRB は、今後、以下に記載する国・地域と継続して協働し、特定された欠陥への対応における進展を報告する。

1. 当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域¹

イラン

2. 資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため FATF と策定したアクションプランに、2010 年 2 月時点でコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

アンゴラ*

朝鮮民主主義人民共和国*

エクアドル

エチオピア*

*FATF の努力にもかかわらず、これらの国・地域は 2010 年 2 月時点で FATF または FSRB と建設的な連携をとっておらず、国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策基準にコミットしていない。

3. 資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があるとして、既に FATF により公に特定されており、2010 年 2 月時点で、対応すべきそれら欠陥が引き続き存在している国・地域²

パキスタン

トルクメニスタン

サントメ・プリンシペ

¹ FATF は、既にイランへの対抗措置を要請する声明を発出。これらの声明は以下に更新されている。

² FATF は、既にこれらの国・地域に関する声明を発出。これらの声明は以下に更新されている。

1. 当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域：

イラン

FATF は、FATF と連携するためとられたイランの最近の措置を歓迎するが、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における継続的で重大な欠陥に対して十分な対応をとっていないことを引き続き懸念している。FATF は、特に同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の報告(STR)の効果的な義務化を実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各國・地域に対して引き続き求める。イランが資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善への具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2010 年 6 月に検討する。

2. 資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため FATF と策定したアクションプランに、2010 年 2 月時点でコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

アンゴラ*

アンゴラは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の国際的な基準にコミットしておらず、これらの問題への取り組みを求める FATF の要請にも応えていない。同国における包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策体制の欠如は、国際金融システムにリスクをもたらす。同国は、国際基準に沿う実行可能な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を発展させるため、FATF と協働すべきである。

朝鮮民主主義人民共和国*

朝鮮民主主義人民共和国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の国際的な基準にコミットしておらず、これらの問題への取り組みを求める FATF からの要請にも応えていない。同国における包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策体制の欠如は、国際金融システムにリスクをもたらす。同国は、国際基準に沿う実行可能な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を発展させるため、FATF と協働すべきである。

エクアドル

FATF はエクアドルを、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥がある国として特定した。同国は FATF 及び GAFISUD(南米の FATF 型地域体)と連携しているが、これらの欠陥への対応について、明確かつハイレベルな政治的コミットメントを示していない。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告 I 及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告 III)、資金洗浄に関する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告 3)、③金融セクター監督上の連携強化及び改善(勧告 23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、FATF 及び GAFISUD と協働すべきである。

エチオピア*

エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の国際的な基準にコミットしておらず、FATF と建設的な連携をとっていない。FATF は、同国を、国際金融システムにリスクをもたらす、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥を有する国として特定した。同国は、国際基準に沿う実行可能な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を発展させるため、FATF と協働すべきである。

3. 資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があるとして、既に FATF により公に特定されており、2010 年 2 月時点で、対応すべきそれら欠陥が引き続き存在している国・地域

パキスタン

FATF は、パキスタンによる、資金洗浄対策令(AMLO)の有効性の確保、及び法律制定による恒久的な資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組み実施に向けた同国の努力を歓迎する。しかしながら、FATF は同国により引き起こされる資金洗浄・テロ資金供与リスクを引き続き懸念しており、このリスクに関する 2008 年 2 月 28 日の FATF 声明を繰

り返し主張する。FATF は、特に、同国の資金洗浄対策令(AMLO)が 2010 年 3 月 26 日に失効することに懸念を表明する。FATF は同国に、その失効前に、恒久的な資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みを実施することを強く求め、包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みを構築することを強く懇願する。

トルクメニスタン

FATF は、金融情報機関(FIU)構築に向けた措置を含め、トルクメニスタンの資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥への対応の、継続的な進展を歓迎する。FIU が未だ機能していないことに鑑み、FATF は、これらの欠陥が国際金融システムにおける資金洗浄・テロ資金供与の脆弱性を構成していること、及び金融機関はこのリスクに対応するため適切な手段をとるべきであることを金融機関に伝えた 2009 年 2 月 25 日の FATF 声明を繰り返し主張する。同国は、国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策基準に合致する資金洗浄・テロ資金供与対策体制の実現のため引き続き措置をとること、及びこれを達成するため、ユーラシア・グループ(ユーラシア地域の FATF 型地域体)及び IMF と緊密に協働することが求められる。

サントメ・プリンシペ

FATF は、サントメ・プリンシペが、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制、特にテロ資金供与対策に関する欠陥に十分な対応をとっていないこと、及び近時の GIABA(西アフリカの FATF 型地域体)との連携の欠如を、引き続き懸念している。FATF は、同国に現存する、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、GIABA と協働するよう同国に求める。具体的な進展がない場合、FATF は同国から生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融システムを保護するため、2010 年 6 月にその対応について検討する。

(以 上)